

自宅にエアコンをお持ちでない高齢者世帯へ **事前申請が必要** エアコン購入費の補助をします

■問合せ 福祉介護課 ☎029-885-0340(内)111・112

高齢者の熱中症等の健康被害防止のため、自宅にエアコンのない高齢者のみの世帯に対し、エアコンの購入費用および設置費用の一部を補助します。

●補助の対象となる世帯

満65歳以上の高齢者のみで居住する世帯であり、自宅に使用可能なエアコンが1台もない、下記のいずれにも該当する世帯（※生活保護を受給している世帯は対象外です）

- ・ 村内に居住し、かつ、村の住民基本台帳に記録されている
- ・ 世帯に属する全ての方が住民税非課税である
- ・ 世帯に属する全ての方に村税等および後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納がない
- ・ 持ち家でない場合(借家など)、所有者の同意を得られている

●補助対象となるエアコン

- ・ 天井、壁、窓枠等に固定して使用する新品の家庭用エアコン
- ・ 1世帯あたり1台まで



●補助額

1世帯あたり、**上限5万円**まで
※エアコンの購入、設置に要した費用または5万円のいずれか少ない金額になります。

●申請期限

令和6年3月31日まで
※申請期間内に、エアコンの購入・設置を済ませ、補助金の請求まで完了してください。

●申請方法

下記「申請の流れ」をご確認ください。
申請書は村ホームページまたは福祉介護課窓口にご用意しています。

《申請の流れ》

- ①確認 補助の対象となるか不明な場合、事前に福祉介護課まで相談ください。
- ②申請書の提出 補助金申請書に必要事項を記入の上、必要書類(見積書の写し等)を添えて福祉介護課に提出してください。(郵送可)
- ③決定通知書の受取 申請の結果、補助対象となる世帯へ補助金交付決定通知書を郵送します。
- ④購入・設置 決定通知書が届いてから、エアコンの購入・設置を行ってください。
- ⑤請求書の提出 エアコンの設置完了後、必要書類(領収書の写し、保証書の写し等)を添えて、補助金請求書を提出してください。
- ⑥補助金振込 申請した口座に補助金を振り込みます。